

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
奈良地方法務局 (本局)	天理市山田町
奈良地方法務局 桜井支局	宇陀市榛原檜牧
〃	宇陀市菟田野平井元上
〃	宇陀市室生上笠間
奈良地方法務局 五條支局	吉野郡川上村大字下多古
〃	吉野郡十津川村大字上野地

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
奈良地方法務局 (本局)	天理市九条町
奈良地方法務局 中和支局	宇陀市室生田口元上田口
〃	宇陀市室生下笠間
〃	吉野郡東吉野村大字大豆生
〃	吉野郡東吉野村大字麥谷
〃	橿原市城殿町
〃	橿原市高殿町
〃	橿原市別所町
〃	磯城郡田原本町
〃	磯城郡田原本町大字宮古
奈良地方法務局 五條支局	五條市野原東六丁目
〃	五條市野原東七丁目
〃	吉野郡天川村大字辰巳屋新田
〃	吉野郡川上村大字井光